

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
040010	コミュニティFM局空中線電力出力の規制緩和	基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1総則 12 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)第5条別紙2 第5 4(1)	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法で規定されるコミュニティFM局空中線出力は20Wである。出力数を地域の現状、実情に合った出力数に設定できるよう緩和を求める	現行制度では限られた地域での放送エリアであるため(中心市の飯田市周辺、東日本大震災のような大災害時に生活圏を一にしている当該地域で緊急情報や地域情報が伝わらない)、また災害発生後の災害FM局発足では、災害FM局の告知、放送に携わるスタッフの手配など、地域に受け入れられず多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる。大震災の状況を踏まえ、生活圏を一にする地域においては、平時における情報共有や放送施設の共有が必要。(何かあったらいいFM放送76.3MHzを聞く、緊急情報、地域情報が聞ける)これを実現するには空中線電力の規制緩和が必要。この規制緩和が実現すれば、広大な区域面積の当飯田下伊那地域、周辺部である当町においてもいいFMの視聴が可能になる。なお現行法に於いて中継局を設置する等の手段もあるが、多大な設置改修費用が発生し、放送局の継続が困難になる。また、開局費用や運営資金、そもそも視聴人員の絶対数が少ないため新たに新たなコミュニティFM局の設置は無理な状況である。	C	IV	【a】提案どおりに規制改革ができない理由 住民への災害情報の伝達手段については、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定地方公共機関として、災害時における避難勧告の伝達や有事発生時における情報伝達について法的責務を負い、かつ、「あまねく普及義務を負ったNHK及び県域の民放事業者によるテレビ、ラジオが確保されているところであり、災害時におけるコミュニティ放送は、あくまでそれらを補完する位置付けのものであるところ。 コミュニティ放送局は、放送対象地域が原則、一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の区域に限定され、かつ、空中線電力の上限も原則20Wまでと規制(注)される代わり、県域の民放事業者に適用される公募方式、競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。 (注)20W超が認められる場合については、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化し、平成24年2月15日に、例外的な出力の第1号として、北海道稚内市のコミュニティ放送局で出力50Wが認められている。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。	①ご回答いただいた中にあります、例外的な出力第1号で認められた稚内の特殊事情とは具体的に、○○○0.2△△△△3 □□□□4. ×××× 等と、許可に至る判断経過、また申請に係る必要書類、方法等をご教示いただきたいと思います。 ②当該地域は、全国に先駆け特定自立圏として、中心市飯田市を中心に生活圏を一にする地域で、圏域人口約17万人(H22国調)、面積は大阪府、香川県並みの広さであり、先日確認された東南海地震でも震度6弱～6強の地域です。県都長野市まで200km程離れており、NHKや民間放送の設備はありません。 ③人口規模、開局資金、経費等からも、周辺で新たにFM局を開局する体力は無いと考えています。 ④同一周波帯を活用しているFM局が付近に存在していないと考えています ⑤中継局の設置に伴う事前調査費用、観測の機器更新、中継局の建設資金等、財政負担が懸念事項になっていないと考えています ⑥仮に認められた場合には、特定自立圏として、中心市、放送局と災害時放送協定等締結していく予定です。 ⑦通達性が進む地域の事情、今後の財政状況、地震防災等も、再度地域事業を検討いただけると幸いです。	【b】検討した代替案の内容とその代替案を検討した理由 コミュニティ放送局の放送区域の拡大については、現行制度においても審査基準に適合していれば中継局の設置により可能であるところ。上記の理由から、ご提案の地域をカバーする方法としては、中継局の設置を検討いただきたい。	全体(第1回目の要望意見への追加回答)について 提案理由として、第一に「大災害時に…当該地域まで緊急情報や地域情報が伝わらない」こと、第二に「災害発生後の災害FM局発足では、…告知、…スタッフの手配など、…多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる」ことが挙げられている。 前者については、第一義的には各市町村に整備されている防災行政無線で対応するものである(既に電行政として専用の周波数を割り当てて対応している)。併せて、放送行政としても、NHK・県域民放において、TV・ラジオいずれも、各種の災害関係の番組を发出できる24時間体制を構築している。東日本大震災においても県域単位のTV・ラジオからの災害関連速報が届かなかったとの指摘は頂いておらず、そもそも、大災害時に災害関連速報が伝わらないといった状況はない。 なお、情報伝達手段を多様化する観点から、コミュニティFMにおいても、災害関係番組を自動で(職員が常駐していなくても)FM放送に割り込ませる機器を導入しているケース(通例、市町村が機材購入費、回線費用等を負担)もあるが、いいFMはこのケースに該当していないことから、災害関係番組を24時間漏れなく发出できる状況にはない。従って、大災害時の緊急情報を伝えるという提案理由は、「いいFM」の現状では、「仮に」出力を増力したとして実現できない。 後者については、災害発生後に、松川町近隣の飯田市にある「いいFM」がコミュニティFMから臨時災害FM局に切り替わるのであれば、その際、被災状況に応じた必要な増力を行うことで代替可能である。松川町の場合には、発災後にゼロから臨時災害放送局を立ち上げる必要はなく、「いいFM」が臨時災害FM局に切り替わり適切な増力により放送エリアが拡大されること、「いいFM」の機材・スタッフをそのまま活用できる。東日本大震災においても、10のコミュニティFMが臨時災害FM局に切り替わっているが、いずれも申請日に即日免許しており、「多大な日数を要した」という事実はない。従って、松川町において、事前も含めていいFMと適切に連携し上記の代替案を実施すれば、「災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる」ことは想定されない。	1 0 0 3 1 0	松川町、いいFM放送局	長野県	総務省		
040020	地方公務員に、多様な勤務形態として育児短時間勤務、任期付職員の採用以外に、雇用期間の定めがなくかつ育児を条件としない短時間勤務制度を導入する。	地方公務員法第24条第5項	職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払われなければならない	地方公務員法第24条第5項で、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払われなければならない。」とされており、この要件を緩和し育児等以外の雇用期間の定めのない短時間勤務の正職員の制度を制定する。	全国的な医師不足の中、特に中山間地域の公立病院は医師の確保が困難である。育児や介護に当てるまらな家庭の事情や健康上の問題で常勤勤務が困難な医師でも、医師の確保が困難な病院としては、「選ばれる病院」として多様な勤務形態による採用が必要である。 常勤職員を原則とする公務の運営の例外として設けられた任期付職員制度は、一定期間における特定業務の従事等で5年以内の任期としており、住民の健康と命を守り、経費の必要のある地方公共団体の病院の使命とは相容れないと考えられる。 厚生労働省が、民間での短時間正社員制度を推奨している中、公立病院でも多様な勤務形態が長らくに、住民の健康と命を守り続けられる病院でありたい。	C	I	公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤フルタイム職員を中心として行われている。任期付短時間勤務制度はこのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ基本的には他の職へ異動することなどを想定して導入されたものであり、短時間勤務職員を任期の定めなく採用する場合には、人事配置など長期的な人事管理に困難が予想されること等から、任期の定めのない短時間勤務制度の導入は不適当である。 なお、任期の定めのない短時間勤務制度は、以上の理由により導入されていないものであり、地方公務員法第24条第5項の適用の緩和により、導入が可能となるものではない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	公立病院勤務の医師については、他の職へ異動することはなく、同一病院の同一診療科で勤務するもので、人事配置など長期的な人事管理に困難が生じることはない。 慢性的な医師不足の中、民間病院と医師確保の競合があり、官民格差の是正が言われている現在、民間で可能な短時間制社員制度を公務職場に導入することは、中山間地域の公立病院としてはぜひ必要な制度と考えられている。 また、任期の定めのない短時間勤務制度を導入するためには、地方公務員法第24条第5項の適用緩和と導入が可能となるものではないとありますが、本方法以外にどのような方法があるのか、ご教示いただきたい。	公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤フルタイム職員を中心とする公務運営の原則は維持されるべきであり、任期の定めのない短時間勤務職員制度を導入することは不適当である。 真団体で想定するような柔軟な勤務形態を可能にする採用類型としては、現行制度においても地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員がある(ただし原則一年以内の任期との想定、再度の任用は否定されず、また兼職も自由に行うことができる)。また、現行の任期付短時間勤務職員制度の活用が考えられる(この場合、例えば3年(条例で定めた場合3年)の任期で任期付短時間勤務職員として任用し、要件と業務の存在を前提に再度任用し、必要性に応じて改めて(能力実証により)任用するという対応が考えられる)。	1 0 0 4 1 0 0	三次市	広島県	総務省			
040030	市議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布	公職選挙法第142条第1項、第11項	地方選挙においては、都道府県知事及び市町村長の選挙について、選挙運動のために選挙運動用ビラを頒布することができる。また、地方選挙においては、都道府県知事の選挙について都道府県は、市長の選挙については、それぞれ条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができる。	指定都市以外の市の選挙運動において、公職選挙法第142条第1項第6号及び公職選挙法第142条第11項の規定を準用し、ビラを頒布でき、条例で定めるところによりビラの作成を無料にできるようにする。	近年、地方議会議員選挙の投票率が低下していることから、市議会議員の選挙運動においてもビラを頒布することができる規定を適用することで、候補者の政策等を選挙人に幅広く主張することができ、また、選挙人に選挙運動を目的とする機会を増やし、選挙に関心をもちてもらい、投票率の向上を図ることを目指す。	C	I	地方の首長選挙における、選挙運動用ビラの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からその頒布が解禁されたところ。 地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、現行の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案は、法で認められている長の選挙の場合における、選挙運動用ビラの頒布を地方議会議員選挙においても、頒布できるようにするものであり、首長選挙においては、平成19年の法改正から実施され、一定の効果をあげていると考えられる。よって、条例で定めることによりビラの作成を無料にでき、金のかからない選挙の実現も可能となるものである。 特に本市は有権者数が457,171人(平成24年3月2日現在)と多く、候補者の政策等を浸透させるためにも地方選挙におけるビラの頒布状況の実施に向け、再度検討していただきたい。	地方の首長選挙における、選挙運動用ビラの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からその頒布が解禁されたところ。 地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、現行の首長選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	1 0 0 5 1 0 0	川口市	埼玉県	総務省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市町村からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省市町村からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
040040	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の特例(法259条の2)」の不適用	公職選挙法第259条の2	地方公共団体の長が任期満了を待たずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合は、当該選挙がなかったものと見なして公職選挙法第259条の規定が適用され、その任期は従前の任期の現任期となる。なお、新たに立候補した者が当選人となった場合は、その者の任期は、通常の任期(4年)となる。	鎌倉市長及び所沢市長が、それぞれ次の市議会議員選挙の選挙期日に合わせて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。なお、本特例の適用に当たっては、議会選挙と合わせるなど選挙日に合理的な根拠があり(長の恣意的な設定ではない)、一定期間前までに住民に告知する十分に届くことが図られる)といった一定の条件を前提とする。	実施内容 公職選挙法(以下、「法」という。)第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。 本提案は、鎌倉市長及び所沢市長が、市議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用せず、任期を通常と同様に選挙の日から起算することを求めるものである。 なお、本特例措置の実施に向けては、長の退職及び選挙の日程を一定期間前に住民に告知することとする。 提案理由 今回の提案は、主催者の意思を市政に反映させる重要な基本的機会である選挙への市民の意識・関心を高め、また、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。 そもそも、法259条の2の趣旨は、 ①長の職にあるものが、自らの選挙に都合のよいときに退職することを防ぐ ②長が法定の任期を忠実に履行するという2点にあると考えられる。 しかしながら、鎌倉市及び所沢市においては、 ①長の選挙公約(マニフェスト)に沿って、市議会議員選挙と同日選挙を前提とした退職を想定しており、恣意的に選挙時期を設定する意図はない ②市議会議員選挙の執行日から長の任期満了日まで約半年しかなく、ほぼ任期を全うする ③長が、同日選挙による経費削減及び投票率向上を期して当選した経緯がある といった特例を適用する合理的理由があるものと考えられる。 提案の実現により、選挙の際に示された民意が実現し、同日選挙による投票率の向上や選挙執行経費の削減などの効果が期待できる。	C	I	回答では、「選挙に都合の良いときに退職しようとする」という趣旨が述べられていますが、両市長は、投票率の向上や選挙執行経費の削減という公益を踏まえ、選挙を同日に実施しようとしているものであり、自らの都合の良いときに退職する意図は全くありません。両市の民意に応えるものであるとともに、両市も地方も大差な財政難に直面している中、地方でできることは地方で少しでも効果的にしようとする試みであり、この措置によりメリットが生まれることも明白です。本提案により生じるメリットを相殺するようなデメリットがあればお示しください。特区の趣旨及び公益を踏まえ、前向きな検討をお願いいたします。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	C	I	長に職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、両市長は、投票率の向上や選挙執行経費の削減という公益を踏まえ、選挙を同日に実施しようとしているものであり、自らの都合の良いときに退職する意図は全くありません。両市の民意に応えるものであるとともに、両市も地方も大差な財政難に直面している中、地方でできることは地方で少しでも効果的にしようとする試みであり、この措置によりメリットが生まれることも明白です。本提案により生じるメリットを相殺するようなデメリットがあればお示しください。特区の趣旨及び公益を踏まえ、前向きな検討をお願いいたします。	長に職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職者が当選した場合の特例が設けられているものである。仮に、退職の申し立てが、投票率の向上や選挙執行経費の削減という公益を踏まえ、市長選挙と市議会議員選挙とを同日に行えるようにすることを目的とするものであっても、長の職にある者が、自己の選挙等を有利に導くために、法定の任期期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようすることを防ぐという公益を踏まえた同条の趣旨を没却することとなるものであることから、対応することは困難であると考えられる。 なお、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われるのであれば、当該特例は適用されないものである。		1 0 1 5 0 1 0	鎌倉市、所沢市	神奈川県	総務省
040050	コミュニティ放送局に係る空中線電力の増力要件の緩和	基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	コミュニティ放送局に係る空中線電力については、現行の審査基準においては、第54(1)かたに規定されている(ア)から(エ)までの要件を満たす場合に限り、最小限の値の20Wを超える空中線電力が認められるが、(ア)のみの要件を満たせば、20Wを超えて100Wまでの地域の実情に応じた空中線電力を認めるとし、世帯カバー率の向上と中継局設置コストの低減が図れる。 提案理由 東日本大震災では、停電及び道路・橋梁の寸断、燃料不足等が生じ、災害情報等を全市に周知することが不可能となった。一方で、コミュニティ放送は、市民に対して、本市に特化したきめ細かな防災・災害情報を迅速かつ的確に提供できる媒体として重要な役割を果たしている。 臨時災害放送局の開設後、その放送区域の拡大について、行政局長等への伝達、避難所でのチラシ配布等に対応したが、市民の避難先の把握困難などにより十分に届くが行き届かなかった。防災・災害情報を提供するためには、多様な伝達手段の確保が必要であり、常時、市内広範囲でコミュニティ放送が視聴できることにより、市民が災害時に情報収集する手段として定着する効果が見込まれる。 また、近隣コミュニティ放送局に混信を与えない、地域の実情に応じた空中線電力に設定することで、多くの市民への情報提供と中継局設置コストの低減が図れる。	コミュニティ放送局の空中線電力を常時増加して、放送区域を拡大し、防災・災害情報などを市民に伝える媒体として、有効活用することを目指す。 現行の審査基準では、他の無線局に混信を与えないこと、世帯カバー率向上のために空中線電力の増加以外に方法がないことなど、4つの要件をすべて満たした場合に限って20Wを超える空中線電力が認められるが、限られた地域のみしか要件を満たすことができない。 このため、他の無線局に混信を与えないという要件のみを減せば、20Wから100Wまでの地域の実情に応じた空中線電力を認めるとし、世帯カバー率の向上と中継局設置コストの低減が図れる。	C	IV	【a: 提案どおり規制改革ができない理由】 住民への災害情報の伝達手段については、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づき指定公共無線(指定公共無線)による伝達、災害時における避難勧告の伝達や有事発生時における情報伝達について法的責務を負い、かつ、「あまろ普及義務」を負ったNHK及び県域の民放事業者によるテレビ、ラジオが確保されているところであり、災害時におけるコミュニティ放送は、あくまでそれらを補完する位置付けのものであるところ。 コミュニティ放送局は、放送対象地域が原則、一の市町村(特別区を含む。地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第二百五十二條の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の区域に限られる。かつ、空中線電力の上限も原則20Wまでと規制(注)されている。県域の民放事業者に適用される公募方式、競願制度、比較審査等の手続きを越えることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局が可能としているものである。 (注)20Wを超えられる場合の要件については、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化し、平成24年2月15日に、例外的な出力の第1号として、北海道稚内市のコミュニティ放送局で出力50Wが認められている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	【理由】 貴市内のコミュニティ放送局は、現状、地上高20mという非常に低い高さの地点から電波を放射しているため、出力20Wのポテンシャルを充分に生かしていないと考えられます。上記①の方法で、高いビルの屋上、小高い丘に移転し、地上高を高くすることにより、エリアをかなり広げることができるかと判断されます。	【a: 提案どおり規制改革ができない理由】 平成21年7月に、特区要望を受けて要件を緩和したところであり、これ以上の要件緩和は考えていない。 放送エリアを広げる方法としては、基本的には、 ① 送信点(設置場所、地上高)の見直し ② 空中線(アンテナ)の指向性の見直し ③ 中継局の箇所検討 の方法があり、これいずれの方法でも改善できないとなった場合に、最後の手段として、④観測の増力という手法を探ることとなる。 要望のありました、貴市内のコミュニティ放送局の出力を現状20Wから100Wに増力することは、以下の理由により認められることは出来ません。 【理由】 貴市内のコミュニティ放送局は、現状、地上高20mという非常に低い高さの地点から電波を放射しているため、出力20Wのポテンシャルを充分に生かしていないと考えられます。上記①の方法で、高いビルの屋上、小高い丘に移転し、地上高を高くすることにより、エリアをかなり広げることができるかと判断されます。		1 0 1 0 6 0 1	登米市	宮城県	総務省		
040060	美術館展示室での誘導灯表示要件の緩和	消防法施行規則第28条の3第4項第2号 誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持が不十分な場合(平成11年9月21日付け消防令第245号)第2第2項(4)	誘導灯については、消防法により原則、常時、一定の明るさで点灯することとしているが、防火対象物が掲げられている場合又はは以下に掲げる場所を設置する場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて、必要に応じて消滅しているときには、誘導灯を消灯してもよいこととしている。 ① 外光により避難口又は避難の方法が識別できる場所 ② 利用形態により特に暗さが必要である場所 ③ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所	「あいちトリエンナーレ」において、美術展示室でインスタレーション作品等を展示する際、監視カメラを設置することにより、誘導灯の表示を覆い隠すことを可能とする。	【事業内容、提案理由】 「あいちトリエンナーレ」における現代美術の国際展では、多くのインスタレーション作品が出品される。インスタレーションはその場所限定で制作され、空間全体を作品としているため、その空間(展示室)内の誘導灯の点灯や、あるいは消灯しても表示が見えていることで、一流作家の作品そのものが損なわれてしまうケースが多い。また、近年、照明を落としたり状態での展示や、映像作品による暗室での展示が増える状況がますます見られる。そのため、作家やキュレーターからも誘導灯表示部分を覆い隠したいという要望が多い。 本特例措置により、作家の意図することの作品展示が可能となる。 (代替措置)展示室内には監視カメラが常時設置されていることから、その監視カメラにより避難誘導など安全確保は図れると考える。	D	-	消防法で規定されている消防用設備等は、一般的に火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならぬものである。 消防用設備等の一つである誘導灯については、屋内から直接地上へ通ずる出入口、階段、廊下等の有効に避難できる場所を表示し又は当該場所に安全かつ迅速に誘導することを目的として、消防法において、避難上有効となるよう設置し、常時、一定の明るさで点灯することを義務付けている。なお、劇場における上映中など特に暗さが必要とされる場合については、自動火災報知設備と連動して点灯する機能を有する誘導灯を設置している場合に限る、上映中等の使用されている時間内に誘導灯を消灯することができることとしている。 誘導灯の表示を覆い隠した場合には、その機能が有効に発揮されないことから、一般的に誘導灯の表示を覆い隠すことは認められないが、消防長等が個々の防火対象物の位置、構造や設備の状況等を考慮して、火災の発生や延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災による被害が最少限度にとどまると判断した場合には、消防法施行令第32条において、消防用設備等に関し、上記の規定を適用しないことを認めている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	【b: 検討した代替案の内容とその代替案を検討した理由】 ① コミュニティ放送局の放送区域の拡大については、現行制度においても審査基準に適合していれば中継局の設置により可能であるところ。上記の理由から、ご提案の地域をカバーする方法としては、中継局の設置を検討いただきたい。		1 0 2 8 0 4 0	あいちトリエンナーレ特区	愛知県	愛知県	総務省		
040070	まちなかの建物で一時的に展示やパフォーマンスを実施する際の用途区分変更届出要件の緩和	火災予防条例 消防法第7条、17条、17条の3	各市町村が制定している火災予防条例においては、建築物等においては、火災と物からい煙又は火災を発生おそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずおそれがあるため、その届出をしないといけないことが規定されており、また、用途を変更する場合には用途変更の届出を提出することとしている。 消防法令上においては、防火対象物の用途変更があった場合には、消防設備等の設置及び維持については、原則として変更前の用途に応じた技術上の基準に適合すれば足りることとしているが、変更後の用途が消防法第17条の2の第2項第4号に規定する「特定防火対象物」(多数の者が出入する建築物として法令で定めるもの)に該当することになる場合等については、火災発生時の危険性が高いことに鑑み、変更後の用途に応じた消防設備等の設置及び維持を義務付けている。	「あいちトリエンナーレ」開催期間中は、まちなかの建物などで用途区分変更の届出を提出することなく(現状の用途区分のまま)で展示やパフォーマンスを実施可能とする。	【事業内容、提案理由】 「あいちトリエンナーレ」は、アートの「まちなか」での展開を大きな特徴としており、まちなかの空ビルや屋外で展示やパフォーマンスを実施している。まちなかの建物によっては、不特定多数の観客が入場する建築物を実施する場合、現在の用途区分(事務所用途等)のままでは消防法に抵触するよう懸念があり、建物や使用方法によっては用途区分変更の届出が必要となる。 用途区分の変更のために、あらかじめ消防設備等の増設が必要となり、経費面から実施を断念することになる場合や、そもそも建築物によっては対応が不可能な場合が多い。 本特例措置により、トリエンナーレ開催期間中は、現状の用途区分のまま展示やパフォーマンスの実施が可能となる。 なお、こでも誘導灯の設置や表示が必要とされる場合は、監視カメラを設置することで、代替することとされている。	D	-	各市町村が制定している火災予防条例については、各市町村の責任により運用されているものであることから、火災予防条例に基づく使用開始届の提出義務の有無等については、各市町村に相談されたい。 また、用途変更にあたるかどうかの判断についても、個々の防火対象物の実態に応じて消防長等が判断するものであるが、仮に、消防長等が用途の変更と判断し、かつ、変更後の用途が不特定多数の者が利用するものであることから消防法第17条の2の第2項第4号に規定する「特定防火対象物」に該当することになる場合等については、火災発生時の危険性が高いことに鑑み、変更後の用途に応じた消防設備等の設置及び維持が義務付けられることになる。 ただし、消防長等が個々の防火対象物の位置、構造や設備の状況等を考慮して、火災の発生や延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災による被害が最少限度にとどまると判断した場合には、消防法施行令第32条において、消防用設備等に関し、上記の設置維持基準を適用しないことを認めている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	【理由】 貴市内のコミュニティ放送局は、現状、地上高20mという非常に低い高さの地点から電波を放射しているため、出力20Wのポテンシャルを充分に生かしていないと考えられます。上記①の方法で、高いビルの屋上、小高い丘に移転し、地上高を高くすることにより、エリアをかなり広げることができるかと判断されます。		1 0 2 8 0 5 0	あいちトリエンナーレ特区	愛知県	愛知県	総務省		

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係省 庁	
040080	公立大学法人 主権の各種講 座等料金徴収 の緩和	地方独立行政法人法 (平成15年法律第118 号)第23条	地方独立行政法人は、その 業務に関して料金を徴収する ときは、あらかじめ、料金の上限 を定め、設立団体の長の認可 を受けなければならない。 設立団体の長は、当該認可 をしようとするときは、あらかじ め、議会の議決を経なければ ならない。 変更に係る手続きも同様。	地方独立行政法人法で規定 されている料金徴収につい て、料金の上限を決めてあ らかじめ議会の議決を経て設 立団体の長の認可を得なけ ればならないが、この手続き を経ないで公開講座等につ いて法人の判断で徴収でき るよう緩和する。	公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。 授業料等以外の公開講座料金については法人が自由に設定し、徴収できるように 規制緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開 講座の収支が改善されることで、法人の経営改善及び自立性向上を図る。  提案理由： 現行法の規定では、学位及び資格に関係しない公開講座の料金を授業料等と同等 に扱わなければならない。公開講座の料金徴収についても議会の議決を得る必要があ る。 公開講座としては、内容が種々で種々ケースまでを想定して議会の議決を得なけれ ばならないため、手続が煩雑で料金設定をしづらく、積極的に公開講座を行う意欲を 削いでいる。講座の料金徴収について法人が自由に設定できれば、公開講座に係る 費用を負担しなければならないという法人の負担が軽減でき、設定した上限金額に 制限されることがないため、講座内容の自由度も増し、開催意欲も出る。	C	I	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条は、地方独立行政法人が行う業務に関して料 金を徴収する際あらかじめ「料金の上限」を定め、議会の議決を経て、設立団体の長の認可を受ける こととしている規定である。この規定は、地方公共団体が自ら事業を実施する場合にはその使用料の額 は議会の判断とされていることと、地方独立行政法人の自主性・自律性とのバランスを考慮して設けら れた規定であり、「料金の上限」についての議会の議決や設立団体の長の認可を不要とすることは適当 ではない。 なお、御提案の場合においては、公開講座の料金の上限について一度手続を経て定めれば、個別の 公開講座ごとに設立団体の長の認可等を受ける必要はないものである。			C	I			愛知県	愛知県	総務省 文部科学省	
040090	農村部への住 居表示(地名 表示)の導入  農村部につい て、街区方式 による住居表 示を実施でき るようにし、ま た字の名称を 新たに定める 際、当該字の 表記の一部に 集落名を用い たい。	住居表示に関する法律 (昭和37年法律第119 号)第2条第1項	市街地につき、住居表示を 実施することにより、地番によ っていた住居の表示を合理的な 分りやすいものとし、市民生 活の便宜を向上させ、公共の 福祉の増進に資している。	市街地に限定した住居表示 に関する法律について、農村 部への拡大を可能とする。	農村部における住所の小学表示について、地名(集落名)を表示することにより、居 住者や観光客の利便性向上を目指す。  提案理由 本町においては、都市計画区域内の約266km <sup>2</sup> において、広大な面積の大字小学 単位住所となっており、住所を示されても、どこに居住しているか即答が困難 である。日常では地名(集落名)を示してもらうことでコミュニケーションをとることが できるが、昨今では都会からの転入者も多く、自分の住む地名が判別しにくい町民も多く 見受けられる。また、観光客への問い合わせについても住所だけでは即答が難しい 状況である。 一例では、登記簿上では那須町大字高久丙字海道下289番地周辺を地名では 「一ツ楎」と呼称する。このことから、字海道を一ツ楎として表示することにより、那 須町大字高久丙一ツ楎289番地のような住所表記になるので、さまざまな対応が容易 になる。 このように小学の名称が地名と一致せず、さらに、地名の区域には複数の小学が 存在し、地名の区域と小学の区域とは一致していない。また、小学が複数の地名に またがるものもある。 現在、市街地のみを定めた住居表示に関する法律について、「市街地外に おいては地名を表示することができる。」といった条項を加えることが可能になれば、 既存の小学、地番を残したまま住居表示に準じた地名表示にすることができる。 本町の大部分を占める都市計画区域用途無指定エリアや、都市計画区域外への 波及効果は大きく、さまざまな利便性が生まれてくるものと考ええる。	D	-	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)における市街地は、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第8条第1項第2号に「当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している」とある市街地と同じ 意義であり、常識上の概念で、客観的に市街地という概念にあてはまる地域を指すものです。また、市 町村の区域内における市街地の具体的な認定は当該市町村が行うものです。 なお、現在市街地ではないが今後市街地になるであろう地域について、市街地と定めて住居表示を 実施することは差し支えないと考えます。			D	-	住居表示については、住居表示に関する法律第2条 第1項に「市街地にある……」とあり、市街地の概念 は、ご教示いただいた地方自治法第8条第1項第2号 に規定するものと理解しました。今回提案したものは、 農村部における住居(地名)表示であり、客観的に市 街地として町が認定あるいは想定されるような地域で はありません。提案にありますような事例が農村部で 発生していることから、このような市街地外において、 現行でも住居表示が出来るのか、できないのであれば 、住居表示に関する法律の見直しを適用いただき たい。			那須町	栃木県	総務省